

ホームヘルパー養成研修事業の実施について

平成7年7月31日

社援更第192号

老計第116号

児発第725号

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

ホームヘルプサービス事業については、新ゴールドプラン等に基づき、その充実を図っているところであるが、身体介護を中心とする介護ニーズの増加やホームヘルプサービスチーム運営方式、24時間対応ヘルパー（巡回型）事業等の新しい業務形態の導入等に的確に対応していくためには、ホームヘルパー養成研修の更なる量的・質的充実を図っていくことが求められている。

このため、今般、高い倫理性、豊かな人間性の形成や専門性の高い身体介護能力の獲得等の観点からホームヘルパー養成研修カリキュラムを見直し、新たに別添1のとおり「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び管下市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事

業の実施について」（平成3年6月27日老福第153号，社更第132号，児発第591号大臣官房老人保健福祉部長，社会局長，児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の整備に要する期間を考慮し、平成7年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

また、平成8年4月1日以降において、平成7年度に実施しているカリキュラムの残余分を継続して実施する場合についても、なお従前の例によることができるものとする。

なお、「ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業の実施について」（平成4年1月30日老計第12号，社更第19号，児発第71大臣官房老人保健福祉部長，社会局長，児童家庭局長連盟通知）を別添2のとおり改正し、平成8年度から適用する。

別紙1

ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1 目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 対象者

原則として、ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修カリキュラム

(1) 本研修は、ホームヘルパー養成研修1級課程(以下「1級課程」という。)、ホームヘルパー養成研修2級課程(以下「2級課程」という。)、ホームヘルパー養成研修3級課程(以下「3級課程」という。)及び継続養成研修の4課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。

ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

ア 1級課程

ホームヘルプサービス事業における基幹的なホームヘルパーの養成研修課程とし、2級課程修了者を対象に、2級課程で修得した基本事項についてのより深い知識と技術に加え、ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業の主任ヘルパー業務に関する知識、技術を修得することとする。

したがって、2級課程の修了後、原則として1年以上ホームヘルパーとして活動した者に対して実施することが望ましい。

イ 2級課程

ホームヘルプサービス事業に従事する者の基

本研修課程とし、福祉サービスの基本視点の理解、業務内容やサービス利用者に関する知識等の必要な知識及び具体的技術について修得することとする。

常勤又はこれに準ずる勤務形態(概ね、1日の勤務時間が6時間以上で1週間の勤務時間が5日以上、かつ、1月の勤務日数が常勤の勤務日数の4分の3以上の場合をいう。)のホームヘルパーは、2級課程を修了することとする。

ウ 3級課程

2級課程へステップアップすることを前提としたホームヘルプサービス事業入門研修課程とし、ホームヘルプサービス事業に従事するに当たって必要な知識と技術のうち基礎的なものを修得することとする。

エ 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

- (ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム
- (イ) 最新の知識プログラム
- (ウ) 指導技術と介護技術プログラム
- (エ) 困難事例対応技術プログラム

(3) 各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

| 課程 | 概要 | 受講対象者 | 時間 |
|------|------------------------------|---|-----|
| 1級課程 | チーム運営方式の主任ヘルパー等の基幹的ヘルパーの養成研修 | 2級課程修了者 | 230 |
| 2級課程 | ホームヘルプサービス事業従事者の基本研修 | ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者 | 130 |
| 3級課程 | ホームヘルプサービス事業入門研修 | 勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、福祉公社の協力会員、登録ヘルパー等としてホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者 | 50 |

| | | | |
|------------|------------------------|---------|----------|
| 継続養成 研修 | 1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修 | 1級課程修了者 | 設定された時間数 |
|------------|------------------------|---------|----------|

(4) 都道府県知事及び指定都市市長は、3級課程修了者が2級課程の研修を受講する場合、2級課程の研修科目及び研修時間のうち別紙2に掲げる研修科目及び研修時間を免除することができるものとする。

5 研修期間

(1) 1級課程については、原則として1年以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2年の範囲内で修了することとして差し支えない。

(2) 2級課程については、原則として8月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(3) 3級課程については、原則として4月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(4) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。

6 修了証書の交付等

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(2) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく管下市町村長に送付するものとする。

7 研修会参加費用

研修会開催費用のうち、教材等にかかる実費相当

分については、参加者が負担するものとする。

8 ホームヘルパー養成研修事業としての指定

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県、指定都市の区域内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件を満たすものを、ホームヘルパー養成研修事業として指定することができるものとする。

(2) 指定されたホームヘルパー養成研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者のうち、「6の(2)に定める名簿への登載を希望する者については、6の(2)に準じ適正に取扱うものとする。

(4) 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業（単に受講者の募集対象地域又は居住地が複数の都道府県にわたる場合を除く）については、厚生省が(1)に準じホームヘルパー養成研修事業として指定し、指定したホームヘルパー養成研修事業については、各都道府県に通知するものとする。

9 その他

(1) 旧通知に基づく1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者（旧通知9に基づき1級課程を修了したものとみされた者を含む。）は、本要綱に定めるそれぞれの課程を修了したものとみなす。

(2) 介護福祉士であって、ホームヘルプサービス事業に従事する者は、1級課程を修了したものとみなす。

ムヘルパー養成研修事業としての指定を積極的に
行うものとする。

10 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク等との十分な連携を図るものとし、また、介護実習・普及センターについても活用を図るものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は、現にホームヘルパーとして活動している者のうち、養成研修を受講していない者等が業務の内容に応じた資質の向上を図れるよう適切な配慮を行うものとする。

(2) 都道府県知事及び指定都市市長は、ホームヘルパーの人材の確保に資するため、8に定めるホー

(4) 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

別紙1 ホームヘルパー養成研修事業カリキュラム

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------|----|-------|------------------|--------------------|------|-------|
| | | | | | | | |
| 1 | 1級課程 | 合計 | 230時間 | (ア)医学の基礎知識 | 8時間 | | |
| | | | | (イ)在宅看護の基礎知識 | 4時間 | | |
| | | | | (ウ)心理学的援助方法の基礎知識 | 4時間 | | |
| (1) | 講義 | 計 | 84時間 | (2) | 実技講習 | 計 | 62時間 |
| ア | 社会福祉関連の制度とサービス | 小計 | 20時間 | ア | ケアマネージメント技術 | 6時間 | |
| | (ア)老人福祉の制度とサービス | | 4時間 | イ | 指導技術と介護技術の向上 | 30時間 | |
| | (イ)老人保健・医療の制度とサービス | | 3時間 | ウ | 困難事例等対応技術 | 20時間 | |
| | (ウ)障害者(児)福祉の制度とサービス | | 4時間 | エ | 福祉用具の使用技術 | 6時間 | |
| | (イ)社会保障制度 | | 3時間 | (3) | 実習 | 計 | 84時間 |
| | (オ)老人保健福祉の動向 | | 3時間 | ア | 痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習 | 24時間 | |
| | (カ)障害者(児)福祉の動向 | | 3時間 | イ | デイサービスセンター実習 | 12時間 | |
| イ | 介護の方法と技術 | 小計 | 28時間 | ウ | チーム運営方式業務実習 | 16時間 | |
| | (ア)介護技術の展開 | | 4時間 | エ | 訪問看護同行訪問 | 8時間 | |
| | (イ)痴呆性高齢者の介護の実際 | | 4時間 | オ | 在宅介護支援センター職員との同行訪問 | 8時間 | |
| | (ウ)障害を持つ児童の介護の実際 | | 4時間 | カ | 公的関係機関見学 | 8時間 | |
| | (イ)身体障害者の介護の実際 | | 4時間 | キ | 事例報告の検討 | 8時間 | |
| | (オ)精神に問題を持つ人々への介護の実際 | | 4時間 | 2 | 2級課程 | 合計 | 130時間 |
| | (カ)困難事例検討 | | 4時間 | (1) | 講義 | 計 | 58時間 |
| | (キ)在宅ターミナルケアの実際 | | 4時間 | ア | 福祉サービスの基本視点 | 小計 | 6時間 |
| ウ | チームケアとチームワーク | 小計 | 20時間 | (ア) | 福祉理念とケアサービスの意義 | 3時間 | |
| | (ア)ケアマネージメントの方法 | | 4時間 | (イ) | サービス提供の基本視点 | 3時間 | |
| | (イ)ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 | | 4時間 | 社会福祉の制度とサービス | 小計 | 6時間 | |
| | (ウ)チームケアの実際 | | 4時間 | (ア) | 老人福祉の制度とサービス | 3時間 | |
| | (イ)指導業務の必要性と方法 | | 4時間 | (イ) | 障害者(児)福祉の制度とサービス | 3時間 | |
| | (オ)カンファレンスの持ち方と事例検討の方法 | | 4時間 | | | | |
| エ | 関連領域の基礎知識 | 小計 | 16時間 | | | | |

| | | | | |
|---|-----------------------|---------|--|--------|
| | | | (イ)老人福祉の制度とサービス | 2時間 |
| ウ | ホームヘルプサービスに関する知識 | | (ウ)障害者(児)福祉の制度とサービス | 2時間 |
| | 小計 | 5時間 | | |
| | (ア)ホームヘルプサービス概論 | 3時間 | イ ホームヘルプサービスに関する知識と方法 | |
| | (イ)ホームヘルパーの職業倫理 | 2時間 | 小計13時間 | |
| | | | (ア)ホームヘルプサービス概論 | 3時間 |
| エ | サービス利用者の理解 | 小計14時間 | (イ)サービス利用者の理解 | 3時間 |
| | (ア)障害・疾病の理解 | 8時間 | (ウ)介護概論 | 3時間 |
| | (イ)高齢者, 障害者(児)の心理 | 3時間 | (I)家事援助の方法 | 4時間 |
| | (ウ)高齢者, 障害者(児)等の家族の理解 | 3時間 | | |
| | | | ウ 関連領域の基礎知識 | 小計 5時間 |
| オ | 介護に関する知識と方法 | 小計11時間 | (ア)医療の基礎知識 | 3時間 |
| | (ア)介護概論 | 3時間 | (イ)心理面への援助方法 | 2時間 |
| | (イ)介護事例検討 | 4時間 | | |
| | (ウ)住宅・福祉用具に関する知識 | 4時間 | (2) 実技講習 | 計17時間 |
| カ | 家事援助に関する知識と方法 | 小計 4時間 | ア 共感的理解と基本的態度の形成 | 4時間 |
| | (ア)家事援助の方法 | 4時間 | イ 介護技術入門 | 10時間 |
| | | | ウ ホームヘルプサービスの共通理解 | 3時間 |
| キ | 相談援助とケア計画の方法 | 小計 4時間 | (3) 実習 | 計 8時間 |
| | (ア)相談援助とケア計画の方法 | 4時間 | ア 在宅サービス提供現場見学 | 8時間 |
| ク | 関連領域の基礎知識 | 小計 8時間 | | |
| | (ア)医学の基礎知識 | 3時間 | | |
| | (イ)在宅看護の基礎知識I | 3時間 | | |
| | (ウ)リハビリテーション医療の基礎知識 | 2時間 | | |
| | (2) 実技講習 | 計 42時間 | 4 継続養成研修 | |
| | ア 共感的理解と基本的態度の形成 | 4時間 | (1) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム | 24時間 |
| | イ 基本介護技術 | 30時間 | ム | |
| | ウ ケア計画の作成と記録, 報告の技術 | 5時間 | ア 1級課程の科目のうち, | |
| | エ レクリエーション体験学習 | 3時間 | 講義 | |
| | | | ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際(4時間), チームケアの実際(4時間), 指導業務の必要性と方法(4時間), カンファレンスの持ち方と事例検討の方法(4時間) | |
| | (3) 実習 | 計 30時間 | 実技講習 | |
| | ア 介護実習 | 16時間 | ケアマネジメント技術(6時間) | |
| | イ ホームヘルプサービス同行訪問 | 8時間 | イ 小グループによる討論(2時間) | |
| | ウ 在宅サービス提供現場見学 | 6時間 | | |
| 3 | 3級課程 | 合計 50時間 | (2) 最新の知識プログラム | 22時間 |
| | (1) 講義 | 計 25時間 | ア 1級課程の科目のうち, | |
| ア | 社会福祉に関する知識 | 小計7時間 | 講義 | |
| | (ア)サービス提供の基本視点 | 3時間 | 老人保健福祉の動向(3時間), 障害者(児)福祉の動向(3時間), 介護技術の展開(4時間), 心理学的援助方法の基礎知識(4時間) | |

| | | | |
|--------------------------|------|-------------------------|------|
| 実技講習 ケアマネージメント技術（6時間） | | イ 小グループによる討論（2時間） | |
| イ 小グループによる討論（2時間） | | (4) 困難事例対応技術プログラム | 26時間 |
| (3) 指導技術と介護技術プログラム | 32時間 | ア 1級課程の科目のうちの実習 | |
| ア 1級課程の科目のうちの実技講習 | | 痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習（24時間） | |
| 指導技術と介護技術の向上（30時間） | | イ 小グループによる討論（2時間） | |

別紙2 ホームヘルパー養成研修事業免除科目及び時間

1 講義

- (1) サービス提供の基本視点 (3時間)
- (2) ホームヘルプサービス概論 (3時間)
- (3) 介護概論 (3時間)
- (4) 家事援助の方法 (4時間)

2 実技講習

- (1) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)
- (2) レクリエーション体験学習 (3時間)

3 実習

- 在宅サービス提供現場見学 (6時間)

別添2 「ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業の実施について」 （平成4年1月30日老計第12号，社更第19号，児発第71号大臣官房 老人保健福祉部長，社会局長，児童家庭局長連名通知）の一部改正

- 1 別紙「ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の3中「又はこれと同等と市町村長が認めた者」を削り，3の（2）を次のように改める。
 - (2) 過去3年以内に，「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号，老計第116号，児発第725号社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知）に基づくホームヘルパー養成研修1級課程又は継続養成研修「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム」を受講し，修了した者であること。
- 2 要綱の5の（4）の次に（5）及び（6）として次のように加える。
 - (5) 現に主任ヘルパーとして活動している者であって，3の（2）の要件を満たさない者については，速やかに同号に掲げる研修を受講する必要があること。
 - (6) 新たに主任ヘルパーを選任する場合において，平成8年度の間については，3の（2）の規定にかかわらず，平成7年7月31日の改正前の本要綱の3の（2）によることができるものとする。